

「知的財産推進計画 2020」の策定に向けた意見募集

知的財産戦略本部では、同本部の下におかれた構想委員会において「知的財産推進計画 2020」の策定に向けた検討を進めております。

今後、「知的財産推進計画 2020」の策定に向けた検討を本格化させるに当たり、それぞれの検討に役立てるため、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。御意見は、下記の要領にて、御提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 募集期間

令和2年1月17日(金)～2月17日(月)

2. 募集テーマ

「知的財産推進計画 2020」の策定に向けた意見募集

(「知的財産推進計画 2019」について見直すべき点や、「知的財産推進計画 2020」に新たに盛り込むべき政策事項等について)

3. 参考情報

ア) 《「知的財産推進計画2019」重点事項》

(1)「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す

- ① 創造性の涵養・尖った人材の活躍
- ② ベンチャーを後押しする仕組み
- ③ 地方・中小の知財戦略強化支援
- ④ 知財創造保護基盤の強化
- ⑤ 模倣品・海賊版対策の強化

(2)分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する

- ① オープンイノベーションの促進
- ② 知的資産プラットフォーム
- ③ データ・AI等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り
- ④ デジタルアーカイブ社会の実現

(3)「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る

- ① 各主体による価値のデザインを奨励
- ② クリエイション・エコシステムの構築
- ③ 国内外の撮影環境改善等を通じた映像作品支援
- ④ クールジャパン戦略の持続的強化

イ) 《構想委員会の主要検討事項》

※第1回構想委員会(令和元年10月28日開催)における配布資料

「構想委員会における論点案」

(URL)<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2020/dai1/gijisidai.html>

I. デジタル知財戦略の推進

「Society5.0」や「第四次産業革命」といった社会構造の大きな変化に伴いデジタル化が急速に進行する中、デジタル化を俯瞰的に捉えた知財の仕組みや日本全体の知財戦略のあり方はどうあるべきか。

II. 地域資源の活用と知財戦略

ポストオリパラから大阪万博 2025 に向けて、世界中から日本へ注目が集まる中、日本全国の各地域における資源の活用が求められる中、取り組むべきことや知財戦略のあり方はどうあるべきか。

Ⅲ. コンテンツ戦略／クールジャパン戦略

日本のコンテンツが世界から高い評価を得る中、コンテンツの海外展開を一層推進するために、取り組むべきことは何か。また、「クールジャパン戦略」(令和元年9月3日知的財産戦略本部決定)の実行に向け取り組むべきことは何か。

Ⅳ. 知財戦略の社会実装

知財戦略を社会実装するためには、社会実装を担う人材に加え、実効性を担保するための仕組みが必要となる。一方で、環境が複雑さを増し、将来の予測が困難な状況において、柔軟性を備えた人材をどのように育成、獲得し、時機を逸しない制度整備をどのように実現すべきか。

ウ)《参考 URL》

・知的財産戦略本部

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kaisai.html>

・構想委員会

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/>

4. 御意見の取扱

御意見は、今後開催する構想委員会等における検討のための資料として、配布させていただく可能性があります。その際、概要又は集約した形で資料を作成させていただく可能性がありますので、予め御了承ください(配布資料は原則として公開となっております。)

5. 御意見の提出方法

御意見は、6. の御意見提出様式に従い、日本語で御記入の上、(1)～(3)のいずれかの方法により、御提出下さい。

なお、郵送又はファックスにて御提出の場合、別途、電子媒体の提出をお願いすることがありますので、予め御了承願います。

(1) 電子メール

下記 URL より送信可能です。

<https://form.cao.go.jp/chitekizaisan/opinion-0004.html>

○御意見提出〆切:【令和2年2月17日(月)17:00】

(2) 郵送

○送付先: 〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 内閣府本府庁舎3階
内閣府知的財産戦略推進事務局 あて

○御意見提出〆切:【令和2年2月17日(月)必着】

(3) ファックス

○ファックス番号: 03-3581-4351

○御意見提出〆切:【令和2年2月17日(月)17:00】

6. 御意見提出様式

(1) 法人・団体の場合

- ・ 法人・団体名(ふりがな):
- ・ 担当者所属:
- ・ 担当者氏名:
- ・ 住所: (〒 -)
- ・ 電話番号:
- ・ ファックス番号:
- ・ 電子メール:
- ・ 御意見:

《全文》

《要旨》（全文が1,000字を超える場合、200字以内で要旨も御記入下さい。）

※なお、複数の御意見を出す場合、改行して御記入下さい。

《意見の内容》（任意）事務局による整理の参考にするため、いただいた御意見について該当すると思われる項目を選択してください。

1. ご意見の領域・分野について

― 「知的財産推進計画 2019」重点事項 ―

(A) 主として産業財産権分野に関するもの

(A1) 創造性の涵養・尖った人材の活躍

(A2) ベンチャーを後押しする仕組み

(A3) 地方・中小の知財戦略強化支援

(A4) 知財創造保護基盤の強化

(A5) オープンイノベーションの促進

(A6) 知的資産プラットフォーム

(A7) データ・AI等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り

(A8) 各主体による価値のデザインを奨励

(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの

(B1) 模倣品・海賊版対策の強化

(B2) デジタルアーカイブ社会の実現

(B3) クリエイション・エコシステムの構築

(B4) 国内外の撮影環境改善等を通じた映像作品支援

(C) 主としてクールジャパン分野に関するもの

(C1) クールジャパン戦略の持続的強化

― 「構想委員会」の主要検討事項 ―

(D) デジタル知財戦略の推進

(E) 地域資源の活用と知財戦略

(F) コンテンツ戦略／クールジャパン戦略

(G) 知財戦略の社会実装

― 上記のいずれにもあてはまらない場合 ―

(H) その他

(2) 個人の場合

・ 氏名（ふりがな）:

・ 職業:

・ 住所: (〒 -)

・ 電話番号:

・ ファックス番号:

・ 電子メール:

・ 御意見:

《全文》

《要旨》（全文が1,000字を超える場合、200字以内で要旨も御記入下さい。）

※なお、複数の御意見を出す場合、改行して御記入下さい。

《意見の内容》（任意）事務局による整理の参考にするため、いただいた御意見について該当すると思われる項目を選択してください。

1. ご意見の領域・分野について

― 「知的財産推進計画 2019」重点事項 ―

(A) 主として産業財産権分野に関するもの

(A1) 創造性の涵養・尖った人材の活躍

(A2) ベンチャーを後押しする仕組み

- (A3) 地方・中小の知財戦略強化支援
- (A4) 知財創造保護基盤の強化
- (A5) オープンイノベーションの促進
- (A6) 知的資産プラットフォーム
- (A7) データ・AI 等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り
- (A8) 各主体による価値のデザインを奨励
- (B) 主としてコンテンツ分野に関するもの
 - (B1) 模倣品・海賊版対策の強化
 - (B2) デジタルアーカイブ社会の実現
 - (B3) クリエイション・エコシステムの構築
 - (B4) 国内外の撮影環境改善等を通じた映像作品支援
- (C) 主としてクールジャパン分野に関するもの
 - (C1) クールジャパン戦略の持続的強化
- 「構想委員会」の主要検討事項 --
- (D) デジタル知財戦略の推進
- (E) 地域資源の活用と知財戦略
- (F) コンテンツ戦略／クールジャパン戦略
- (G) 知財戦略の社会実装
- 上記のいずれにもあてはまらない場合 --
- (H) その他

6. 留意事項

- (1) 文字の様式は自由です。ただし、文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないで下さい。
- (2) 郵送・ファックスにて御提出の場合、別途、電子媒体の提出をお願いすることがありますので、予め御承知おきます。
- (3) 法人・団体名での御意見は、組織内での必要な手続を経た上で、御提出いただくようお願いいたします（法人・団体としての御意見であることを確認させていただくことがあります。）。
- (4) 御意見の取扱いについては、「3. 御意見の取扱い」によるほか、以下の点を予め御了承願います。
 - ア) 御意見に対する個別の回答はいたしかねます。
 - イ) 電話での御意見の表明等には応じられません。
 - ウ) 御意見は、氏名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを除き、意見募集の結果として原則として公表させていただきます。また、法人名・団体名についても原則として公表いたしますので、公表に支障がある場合、その旨を必ず明記願います。
 - エ) 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
 - オ) 御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

【本件に関する連絡先】

内閣府 知的財産戦略推進事務局（総括担当：河村、小高）
 電話番号：03-3581-0324(代表)